

## < 繰越申請に当たっての留意事項 >

### I 申請の手続について

#### 1 申請期限

平成 21 年度科学研究費補助金の繰越申請の期限は、平成 22 年 3 月 1 日（月）（必着）です。

#### 2 申請書類

##### (1) 研究者が作成する書類

- ・【様式 C-26】「繰越（翌債）を必要とする理由書」

(留意点)

- ※ 1 平成 20 年度までは、3 種類の書類（【様式 C-1】、【様式 C-2】及び【様式 C-3】）を作成する必要がありましたが、平成 21 年度からは 1 種類【様式 C-26】のみとしました。
- ※ 2 様式 C-26 を作成後、研究機関の事務担当者において、繰越要件に合致しているかの確認を行います。

##### (2) 研究機関が作成する書類

- ・【様式 B-2】「繰越（翌債）承認申請書（表紙）」
- ・【様式 B-2 別紙 1】「平成 21 年度科学研究費補助金に係る繰越（翌債）承認要求一覧」
- ・【様式 B-2 別紙 2】「科学研究費補助金に係る繰越要件等事前確認票」

(留意点)

- ※ 1 研究機関の事務担当者は、様式 B-2 別紙 2 により、研究代表者から提出された様式 C-26 の内容が、繰越要件等に合致していることを確認してください。
- ※ 2 様式 B-2 別紙 2 は研究機関で保管する書類です。（本申請の際は、学術研究助成課への提出は不要です。）

申請書類の各様式は、以下の文部科学省のホームページから、最新のものをダウンロードして作成してください。

- ・「平成 21 年度科学研究費補助金について各研究機関が行うべき事務等」に係る様式（様式 B 及び C 関係）

< URL > [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/hojyo/1278542.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1278542.htm)

### 3 研究機関による繰越承認申請書類の取りまとめ

文部科学省との事前相談を経て、繰越承認申請を行う全件の申請書類を研究機関で取りまとめ、平成22年3月1日(月)(必着)までに学術研究助成課へ提出してください。

[学術研究助成課へ提出するもの]

- ・【様式B-2】「繰越(翌債)承認申請書(表紙)」
- ・【様式B-2別紙1】「平成21年度科学研究費補助金に係る繰越(翌債)承認要求一覧」
- ・【様式C-26】「繰越(翌債)を必要とする理由書」

(留意点)

- ※1 提出の際は、事前に学術研究助成課まで電話にて本申請を行う旨を連絡するとともに、学術研究助成課のメールアドレス(gakjosei@mext.go.jp)宛に、【様式B-2別紙1】「平成21年度科学研究費補助金に係る繰越(翌債)承認要求一覧」の電子媒体を添付し送信してください。
- ※2 【様式B-2別紙2】「科学研究費補助金に係る繰越要件等事前確認票」は、文部科学省への提出は不要です。

## Ⅱ 申請書類の作成について（研究者作成分）

### 1. 【様式C-26】「繰越（翌債）を必要とする理由書」

#### （1）繰越（承認）要求額

直接経費、間接経費及びその合計金額（単位：円）を記載してください。

なお、間接経費については、原則、直接経費の額に応じ30%相当額を繰り越すことになっていますが、研究機関において既に全額執行している場合や、執行予定額が決まっている場合は、直接経費のみを繰越申請してください。

（留意点）

※ 間接経費については、研究機関の事務担当者に確認してください。

#### （2）当初計画及び変更後の計画

（ア） 「当初計画」は、交付申請書に記載された研究計画を時系列に簡潔に記載し、「変更後の計画」は、実施期間・実施内容の変更点を追記してください。

（留意点）

※1 変更・追加事項を簡潔に記載してください。また、実施期間はカッコ書きで、月単位に記載してください。

※2 当初計画は、平成21年4月から平成22年3月までとなります。

※3 変更後の計画については、平成22年度中に完了することが見込まれている必要があるため、平成23年3月を越えることは認められません。

（記入例）

当初計画及び変更後の計画	
（当初計画） ・ 現地調査（H21・8～H21・9） ・ 成果とりまとめ（H21・10～H22・2） ・ 成果発表（H22・3）	（変更後の計画） ・ 予備調査（H21・9） ・ 現地調査（H21・10～H21・11） ※2ヶ月遅延 ・ 成果とりまとめ（H21・12～H22・4） ・ 成果発表（H22・5）
繰越事由が発生した時期 平成21年9月	補助事業の完了時期 平成22年5月31日 2ヶ月の延長

#### （イ）繰越事由が発生した時期

交付申請書の提出以前に判明・発生していたものは対象になりません。

#### （ウ）補助事業の完了時期

補助事業の完了予定時期を記載してください。

平成22年度中に完了する見込みがあることが必要です。

#### （3）当初の研究計画（研究概要）

「当初計画」の記載内容に沿って、いつまでに、何を行う予定であったかを簡潔に記載してください。

(4) 事由

様式C-26欄外の注書きから該当するものを選んでください。

「①キ 計画に関する諸条件」及び「⑥ウ 資材の入手難」に該当する場合は、【別添3】「繰越（翌債）を必要とする理由書（C-2）記入例」を参考に具体的な内容を記述してください。

(5) 繰越事由（「記号等」）

繰越事由（記号等）	該当する事例
①エ 計画に関する諸条件 （計画の変更）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 研究途中に当初予定していた結果を得られないことが判明し、研究内容・方法を見直す必要が生じた場合</li><li>・ 専門家からの指摘や他に参考とすべき資料の発見により研究方法の見直しが必要となった場合</li><li>・ 現在の社会情勢を考慮し、研究内容の再検討する必要がある生じた場合</li></ul>
①キ 計画に関する諸条件 （・・・・・・・・） ※右欄を参照	<p>（新たな知見の発見）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 研究目的を達成するにあたり、新たな知見を優先して詳細に調べる必要が生じた場合</li><li>・ 研究目的を達成するにあたり、他の研究グループが国内外で発表した新たな知見を検討する必要がある生じた場合</li></ul> <hr/> <p>（研究協力者の確保難）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 現地災害の影響により研究協力者の渡航が困難となり、調査日程を再調整する必要がある生じた場合</li><li>・ 研究協力者の都合により、研究計画の参加が困難となり、代替者の確保等のため研究計画に遅延が生じた場合</li><li>・ データ収集に協力いただく協力者が体調不良により予定していたデータ収集の確保が困難になり、データ解析に遅延が生じた場合</li></ul> <hr/> <p>（研究協力機関の事情）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 急激な社会情勢（経済・治安）の悪化により研究機関の協力が当初の予定通り得ることができず、再度、日程調整を行う必要がある生じた場合</li><li>・ 共同研究を行う予定が、研究協力機関の都合により急遽延期となり、共同研究の実施に遅延が生じた場合</li></ul> <hr/> <p>（装置の開発遅延）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 業者からの資材の納品遅延により、当初の装置開発に遅延が生じた場合</li><li>・ 装置開発段階で想定外の不具合が発生し、計画を見直す必要がある生じた場合</li></ul>

繰越事由（記号等）	該当する事例
①キ 計画に関する諸条件 (・・・・・・・・・・) ※右欄を参照	(機器の故障) ・研究協力機関に設置されている使用予定の機器が故障し、実験着手に遅延が生じた場合 ----- (その他) ・雇用情勢の悪化により、研究対象となる研究協力者の確保が困難となり、調査の着手に遅延が生じた場合 ・国内外の学会の開催が、主催者等の都合により延期となり、研究成果の取りまとめに遅延が生じた場合
⑥ウ 資材の入手難 (・・・・・・・・・・) ※右欄を参照	(マウス等実験動物の確保難) ・実験に使用するマウスの繁殖・作成が予定通り進まなかったために、実験着手に遅延が生じた場合 ・遺伝子改変マウスが想定外の感染事故により使用できなくなり、当初計画に遅延が生じた場合 ----- (資材・試料・資料の入手難) ・資料提供先の都合により、遺伝子解析に必要な実験動植物の入手が困難となり、実験着手に遅延が生じた場合 ・原因不明の病気や環境の急変により、実験に使用する植物の入手が困難となり、計画に遅延が生じた場合
⑦ア 研究に際しての 事前調査の困難	・事前調査の結果を踏まえ、再度研究計画を見直す必要が生じた場合 ・事前調査に当初の予定以上に時間を要し、研究計画に遅延が生じた場合
⑦イ 研究方式の決定の 困難	・経過観察等に当初の予定よりも多くの時間を要し、研究方法の決定に遅延が生じた場合 ・研究対象の範囲を広げ、再検討を行う必要が生じた場合
③ア 気象の関係 (豪雨)	・豪雨または小雨の影響で、観測実験が行えなかった場合 ・豪雨の影響で、調査対象地が災害にあった場合
③イ 気象の関係 (豪雪)	・豪雪の影響で、雪崩が頻発し安全性の確保が困難な場合 ・豪雪の影響で、観測地域への立ち入りが困難な場合
③ウ 気象の関係 (風浪)	・風浪の影響で、調査海域の安全性の確保が困難な場合 ・風浪の影響で、調査海域が悪天候となり限定された船舶しか現地へ行けず、その船舶の使用が困難な場合
③エ 気象の関係 (その他)	・日照時間の減少の影響で、植物が生長しなかった場合 ・台風の影響で現地調査が困難な場合 ・落雷による火災で現地調査が困難な場合 ・大規模な地震により現地の施設の使用が困難な場合 ・黄砂飛散量の増減が影響した場合

### Ⅲ 申請書類の提出について（事務担当者向け）

#### 1 研究機関の事務担当者による事前確認

研究機関から提出される繰越事由の説明内容の精度が向上したことに伴い、平成21年度より、研究機関において事前確認を行うように改めることで、申請手続きの簡素化を図りました。

研究機関の事務担当者は、様式「B-2別紙2」により申請内容が繰越要件等に該当することを確認してください。

（留意点）

- ※ 今回の簡素化は、繰越制度の変更ではありません。例えば、繰越の対象となる事由や一旦補助金を研究機関から文部科学省等に返還する手続きに変更はありません。

#### 2 文部科学省への事前相談

平成21年度の繰越しに係る文部科学省への承認申請の締め切りは平成22年3月1日（月）（必着）までですが、各研究機関からの事前相談は随時受け付けておりますので、繰越しに該当する事由が発生した場合には、学術研究助成課のメールアドレス（gakjosei@mext.go.jp）宛に、当該課題に関する繰越申請に必要な書類の電子媒体を添付し、お早めに御相談ください。

（留意点）

- ※1 本申請は、事前相談後に繰越申請に必要な書類を研究機関が取りまとめ、提出することとなります。（本申請の締め切りは、平成22年3月1日（月）（必着）まで。）
- ※2 事前相談から本申請の間に、繰越承認申請を取り下げる場合や、繰越承認要求額に変更が生じる場合は、その都度、学術研究助成課までご連絡ください。

#### （1）事前相談の際に学術研究助成課へ送信する書類

- ①【様式B-2別紙1】「平成21年度科学研究費補助金に係る繰越（翌債）承認要求一覧」
- ②【様式B-2別紙2】「科学研究費補助金に係る繰越要件等事前確認票」
- ③【様式C-26】「繰越（翌債）を必要とする理由書」
- ④ 平成21年度科学研究費補助金交付申請書（写）

（留意点）

- ※1 ①、②及び③は、文部科学省のホームページ（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/hojyo/1278542.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1278542.htm)）に掲載してある最新の様式で作成してください。
- ※2 ①の作成に当たっては、同ページに掲載してある「様式B-2別紙1〔作成上の注意〕」を参照してください。
- ※3 ④は、スキャンしたものを PDF形式にしてください。

## (2) 書類の体裁

送信する書類は、文字化けを防ぐため一般的なフォント（「MS明朝」等）を使用してください。また、印刷した際に一枚に収まるように体裁を整えてください。

（留意点）

※ 数字は、半角数字を使用してください。

## (3) 電子メールの送信方法

メールの件名及び送付するファイル名を次のように表記してください。

・メールの件名： **【繰越】** 機関番号 研究機関名

例 **【繰越】** 12345文科大学

・ファイル名（様式B－2別紙1）：機関番号 研究機関名（B－2別紙1）

例 12345文科大学（B－2別紙1）

（留意点）

※ 事前相談の際は、第1・2種科研費と第3種科研費を区分する必要はありませんので、1つのファイルにまとめて作成してください。

・ファイル名（様式C－26）：課題番号 研究者氏名

例 12345678文科太郎（C－26）

・ファイル名（交付申請書）：課題番号 研究者氏名（交付申請書）

例 12345678文科太郎（交付申請書）

・メール本文に事務担当者の連絡先（電話番号）記載してください。

## 3 本申請（本紙の提出）

文部科学省との事前相談後、研究機関は申請書類を取りまとめ、繰越承認申請に必要な書類を平成22年3月1日（月）（必着）までに提出してください。

（提出書類と提出部数）

① **【様式B－2】**「繰越（翌債）承認申請書（表紙）」〈正本1部〉

② **【様式B－2別紙1】**「平成21年度科学研究費補助金に係る繰越（翌債）承認要求一覧」〈2部〉

③ **【様式C－26】**「繰越（翌債）を必要とする理由書」〈2部〉

（提出方法）

・ 提出書類を必要部数揃え、申請期限（平成21年3月1日（月）（必着））までに、文部科学省研究振興局学術研究助成課企画室研究推進係へ提出してください。

なお、郵送により提出される場合は、申請期限までに必着するようにお願いします。

・ **【様式C－26】**の取りまとめは、**【様式B－2別紙1】**の記載順としてください。

・ 封筒の右上に機関番号（5桁）及び「繰越申請書類在中」を朱書きしてください。

- ・ 提出の際は、事前に学術研究助成課まで電話にて本申請を行う旨を連絡するとともに、学術研究助成課のメールアドレス（gakjosei@mext. go. jp）宛に、【様式B－2別紙1】の電子媒体を添付し送信してください。

事前相談時と本申請時の繰越申請件数と繰越承認申請額とに相違がないよう注意してください。

(留意点)

- ※ 本申請後は、繰越承認申請の取り下げ、追加及び繰越承認申請額の変更はできません。

#### 4 問い合わせ先及び書類の提出先

〒100－8959

東京都千代田区霞が関3－2－2

文部科学省研究振興局学術研究助成課企画室研究推進係

TEL：03－5253－4111（代表）（内線4321、4183）

メールアドレス：gakjosei@mext. go. jp



## 参考（関連情報）

### ○ 文部科学省の関連ホームページ

- (1) 「科学研究費補助金に係る歳出予算の繰越の取扱いについて（通知）」  
（平成18年4月1日付け18文科振第1号）  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/hojyo/06032714.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/06032714.htm)
- (2) 「平成21年度科学研究費補助金について各研究機関が行うべき事務等」に係る様式（様式B及びC関係）  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/hojyo/1278542.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1278542.htm)
- (3) 「科学研究費補助金の制度についての主な質問及び回答（繰越に関する質問）」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/hojyo/07051621/003.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/07051621/003.htm)

（昨年度の通知）

- (4) 「平成20年度科学研究費補助金の繰越しについて」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/hojyo/1217157.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1217157.htm)

### ○ 日本学術振興会の関連ホームページ

- (1) 「科学研究費補助金使用ルール（繰越制度の手引）」（平成19年）  
<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

繰越（翌債）を必要とする理由書

機関番号：                      研究機関名：  
 課題番号：                      繰越(翌債)承認要求額：                      円    (内訳：直接経費                      円 ・間接経費                      円)  
 研究課題名：

当初計画及び変更後の計画		当初の研究計画
<当初計画>	<変更後の計画>	(研究概要) ※2～3行程度
		事由(注)
		記号等 ( )
		(①キ及び⑥ウの場合は、具体的な内容を記載) ※2～3行程度
繰越事由の発生した時期 平成 年 月	補助事業の完了時期 平成 年 月 日： ヶ月延長	

(注) 以下の事由(記号等)については、具体的な内容の記載をすること	具体的な内容を記載する必要がない事由(事由(記号等)のみを選択)
①キ 計画に関する諸条件(新たな知見の発見) (研究協力者の確保難) (装置の開発遅延) (機器の故障) (その他(内容))	①エ 計画に関する諸条件(計画の変更)
⑥ウ 資材の入手難 (資材及び資料の入手難) (マウス等実験動物の確保難) (その他(内容))	⑦ア 研究に際しての事前調査 ⑦イ 研究方式の決定の困難 ③ア 気象の関係(豪雨) ③イ 気象の関係(豪雪) ③ウ 気象の関係(風浪) ③エ 気象の関係(その他)

様式 C-26

「当初計画」に記載の項目及び予定と、「研究概要」の記載内容・時期が一致するように記載してください。

繰越（翌債）を必要とする理由

「研究概要」には、「当初計画」欄の記載内容に沿って、いつまでに何を行う予定であったかを簡潔に記載してください。

機関番号：10205

研究機関名：虎ノ門大学

課題番号：21852162

繰越(翌債)承認要求額：1,300,000円（内訳：直接経費 1,000,000円・間接経費 300,000円）

研究課題名：〇〇理論に関する〇〇的研究

当初計画及び変更後の計画		当初の研究計画
<p>&lt;当初計画&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前準備 (H21. 4～H21. 6)</li> <li>○ 〇〇論精査 (H21. 7～H21. 8)</li> <li>○ 〇〇会議開催 (H21. 9)</li> <li>○ 〇〇的理論精査 (H21. 10～H22. 1)</li> <li>○ 成果とりまとめ (H22. 2～H22. 3)</li> </ul>	<p>&lt;変更後の計画&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前準備 (H21. 4～H21. 6)</li> <li>○ 〇〇論精査 (H21. 7～H21. 8)</li> <li>○ 〇〇会議開催 (H21. 9)</li> <li>○ 〇〇的理論精査 (H22. 3～H22. 7) ※ 6ヶ月の遅延</li> <li>○ 成果とりまとめ (H22. 8～H22. 9)</li> </ul>	<p>(研究概要) ※2～3行程度</p> <p>平成21年9月に〇〇調査結果を検討する〇〇会議を開催し、会議での検討結果を踏まえ、〇〇を専門とする研究協力者に参画の内諾を得て、〇〇的理論を精査し、平成22年3月までに研究成果を取りまとめる予定であった。</p>
<p>完了時期と一致します。</p>		<p>「変更後の計画」には、当初計画からの内容・時期の変更点を追記してください。</p>
<p>繰越事由の発生した時期 平成21年8月</p>		<p>事由(注)</p> <p>記号等 ① キ 計画に関する諸条件(研究協力者の確保難)</p> <p>(①キ及び⑥ウの場合は、具体的な内容を記載) ※2～3行程度</p> <p>平成21年8月、研究協力者の都合により、急遽本研究に参画できなくなった旨の連絡があり、〇〇的理論の精査の着手に6ヶ月の遅延が生じた。</p>
<p>補助事業の完了時期 平成22年9月30日：6ヶ月延長</p>		

繰越事由の発生した時期を記載してください。

記号等が、「①エ 計画に関する諸条件(計画の変更)」、「⑦ア 研究に際しての事前調査」、「⑦イ 研究方法の決定の困難」及び「③ア～エ 気象の関係」に該当する場合は、本欄への記載は不要です。

## 平成21年度 科学研究費補助金に係る繰越要件等事前確認票

研究代表者氏名：	
研究種目：	課題番号：

1. 繰越（翌債）承認要求額の内訳 （金額：円）

合計 (①+②)	①直接経費 (計)	費目別使用内訳				②間接経費
		物品費	旅費	謝金等	その他	

(算定根拠)

## 2. 以下の4点の全てに該当すること（該当しない場合でないこと）を確認してください。

## 【繰越要件の確認】

- ① 未然に回避することができない、やむを得ない状況であること。

〈該当しない場合〉

- × 研究者の自己都合（例えば、他業務の多忙や自己の事情（親族の介護、子の養育等）に起因するものなど。補助事業者の怪我等を除く。）
- × 事前の調整不足、見込みが甘く、困難が容易に予想される場合。
- × 当初から当該年度中に完結しないことが明らかな場合。
- × 繰越事由の発生した時期が、交付申請時には既に発生・判明していた場合。

- ② 当初の研究計画を変更し、研究期間を翌年度まで延長することで当初の研究目的を達成することができること。

〈該当しない場合〉

- × 当該年度中にやり繰り（再調整）が可能である場合。
- × 研究期間を翌年度まで延長しても、完了の見込みがない場合。
- × 当初の研究目的とは異なる研究計画の変更となる場合。
- × 変更の内容が不合理な内容である場合。

- ③ 翌年度に繰り越す経費は、交付申請書において確認できる研究計画の一部に係る経費であり、積算の内容及び金額は妥当であること。

〈該当しない場合〉

- × 余った補助金。（余剰金）

- ④ 繰越事由が、以下のいずれかに該当すること。（別添を参照）

- 当初計画の遂行に関し、直接又は間接的に付帯する問題点等を解決する必要があるが生じ、問題が解決するまで、研究を延期又は中断することが必要となった場合。
- 当初計画通りに研究用資材を入手ができなくなった場合。
- 当初計画の実施に際して、新たに事前調査が必要となった場合。
- 当初計画の研究方式に替えて、新たな研究方式を採用することが必要となった場合。
- 豪雨や豪雪などの例年とは異なる気象条件により当初計画を延期又は中断することが必要となった場合。

## 繰越事由（記号等）一覧

繰越事由 (記号等)
<p>(事由)</p> <p>当初計画の遂行に関し、直接又は間接的に付帯する問題点等を解決する必要が生じ、問題が解決するまで、研究を延期又は中断することが必要となった場合。</p>
<p>①エ 計画に関する諸条件（計画の変更）</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究途中に当初予定していた結果を得られないことが判明し、研究内容・方法を見直す必要が生じた場合</li> <li>・専門家からの指摘や他に参考とすべき資料の発見により研究方法の見直しが必要となった場合</li> <li>・現在の社会情勢を考慮し、研究内容の再検討する必要が生じた場合</li> </ul>
<p>①キ 計画に関する諸条件（新たな知見の発見）</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究目的を達成するにあたり、新たな知見を優先して詳細に調べる必要が生じた場合</li> <li>・研究目的を達成するにあたり、他の研究グループが国内外で発表した新たな知見を検討する必要が生じた場合</li> </ul>
<p>①キ 計画に関する諸条件（研究協力者の確保難）</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地災害の影響により研究協力者の渡航が困難となり、調査日程を再調整する必要が生じた場合</li> <li>・研究協力者の都合により、研究計画の参加が困難となり、代替者の確保等のため研究計画に遅延が生じた場合</li> <li>・データ収集に協力いただく協力者が体調不良により予定していたデータ収集の確保が困難になり、データ解析に遅延が生じた場合</li> </ul>
<p>①キ 計画に関する諸条件（研究協力機関の事情）</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急激な社会情勢(経済・治安)の悪化により研究機関の協力が当初の予定通り得ることができず、再度、日程調整を行う必要が生じた場合</li> <li>・共同研究を行う予定が、研究協力機関の都合により急遽延期となり、共同研究の実施に遅延が生じた場合</li> </ul>
<p>①キ 計画に関する諸条件（装置の開発遅延）</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業者からの資材の納品遅延により、当初の装置開発に遅延が生じた場合</li> <li>・装置開発段階で想定外の不具合が発生し、計画を見直す必要が生じた場合</li> </ul>
<p>①キ 計画に関する諸条件（機器の故障）</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究協力機関に設置されている使用予定の機器が故障し、実験着手に遅延が生じた場合</li> </ul>

繰越事由 (記号等)
<p>(前ページからの続き)</p> <p>①キ 計画に関する諸条件 (その他)</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用情勢の悪化により、研究対象となる研究協力者の確保が困難となり、調査の着手に遅延が生じた場合</li> <li>・国内外の学会の開催が、主催者等の都合により延期となり、研究成果の取りまとめに遅延が生じた場合</li> </ul>

繰越事由 (記号等)
<p>(事由)</p> <p>当初計画通りに研究用資材を入手することができなくなった場合。</p>
<p>⑥ウ 資材の入手難 (マウス等実験動物の確保難)</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実験に使用するマウスの繁殖・作成が予定通り進まなかったために、実験着手に遅延が生じた場合</li> <li>・遺伝子改変マウスが想定外の感染事故により使用できなくなり、当初計画に遅延が生じた場合</li> </ul>
<p>⑥ウ 資材の入手難 (資材・試料・資料の入手難)</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料提供先の都合により、遺伝子解析に必要な実験動植物の入手が困難となり、実験着手に遅延が生じた場合</li> <li>・原因不明の病気や環境の急変により、実験に使用する植物の入手が困難となり、計画に遅延が生じた場合</li> </ul>

繰越事由 (記号等)
<p>(事由)</p> <p>当初計画の実施に際して、新たに事前調査が必要となった場合。</p>
<p>⑦ア 研究に際しての事前調査の困難</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前調査の結果を踏まえ、再度研究計画を見直す必要が生じた場合</li> <li>・事前調査に当初の予定以上に時間を要し、研究計画に遅延が生じた場合</li> </ul>

<b>繰越事由</b> <b>(記号等)</b>
(事由) <b>当初計画の研究方式に替えて、新たな研究方式を採用することが必要となった場合。</b>
<b>⑦イ 研究方式の決定の困難</b> (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・経過観察等に当初の予定よりも多くの時間を要し、研究方法の決定に遅延が生じた場合</li> <li>・研究対象の範囲を広げ、再検討を行う必要が生じた場合</li> </ul>

<b>繰越事由</b> <b>(記号等)</b>
(事由) <b>豪雨や豪雪などの例年とは異なる気象条件により当初計画を延期又は中断することが必要となった場合。</b>
<b>③ア 気象の関係 (豪雨)</b> (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・豪雨または小雨の影響で、観測実験が行えなかった場合</li> <li>・豪雨の影響で、調査対象地が災害にあった場合</li> </ul>
<b>③イ 気象の関係 (豪雪)</b> (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・豪雪の影響で、雪崩が頻発し安全性の確保が困難な場合</li> <li>・豪雪の影響で、観測地域への立ち入りが困難な場合</li> </ul>
<b>③ウ 気象の関係 (風浪)</b> (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・風浪の影響で、調査海域の安全性の確保が困難な場合</li> <li>・風浪の影響で、調査海域が悪天候となり限定された船舶しか現地へ行けず、その船舶の使用が困難な場合</li> </ul>
<b>③エ 気象の関係 (その他)</b> (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・日照時間の減少の影響で、植物が生長しなかった場合</li> <li>・台風の影響で現地調査が困難な場合</li> <li>・落雷による火災で現地調査が困難な場合</li> <li>・大規模な地震により現地の施設の使用が困難な場合</li> <li>・黄砂飛散量の増減が影響した場合</li> </ul>